

## 令和2年度障害児通所支援事業所研修会資料の概要

### 1 障害児通所支援事業の適正運営について

○個別支援計画の作成については支援に当たる担当者等を招集して行い、原案について意見聴取が必要。作成後、定期的にモニタリングを行い、6月に1回以上は計画の見直しを行うこと。

○個別支援計画が作成されずにサービス提供されていた場合、個別支援計画未作成減算が適用されるため、留意すること。

### 2 障害児通所支援に係る個別支援計画の作成に係る記録の作成・保存等について

○定期的に保護者及び障害児と面接し、モニタリングの結果を記録すること（書類の保存は5年間保存すること）。

### 3 障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内

○障害福祉サービス等事業所数が増加する中、サービスの質の向上が課題となっていることなどを踏まえ、平成30年4月に障害福祉サービス等情報公表制度が施行。平成28年5月の法改正で、事業者が障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等に報告することを求めるとともに、都道府県知事が事業者から報告された内容を公表する仕組みを創設（障害福祉サービス等事業者は障害福祉サービス等情報（基本情報、運営情報等を都道府県に報告する義務あり））。

### 4 障害児通所支援事業における自己評価結果公表について

○児童発達支援（医療型児童発達支援は除く）及び放課後等デイサービスは、自己評価結果について保護者へのアンケート、職場での検討を行い、1年に1回更新のうえ兵庫県への報告を行うこと（令和2年度分は令和3年2月10日が報告期限）。

○未更新の場合、報告されていない月から、当該状態が解消されるに至った月まで、利用児童全員について15%の減算が適用されるため留意すること（自己評価結果等未公表減算）。

### 5 障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領について

○障害福祉サービス事業所等において利用者の怪我等事故が発生した場合、発生状況、対応状況については、別添様式に記載のうえ、市町に報告すること。なお、普段より事故のないようご留意いただくとともに、万一の事故発生時は、対応、原因解明、再発防止策、利用者家族への説明等について、適正に対応すること。

### 6 福祉サービス第三者評価活用のご案内

○福祉サービスの質の向上を目的として、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から評価を行う仕組みであり、第三者評価の受審により、利用者の福祉サービスの選択に資する情報になる。また、利用者等への説明責任を果たし、信頼を高めることにつながることから、積極的に活用願いたい。（評価機関一覧は下記URL参照）

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf30/hw16\\_000000026.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf30/hw16_000000026.html)

### 7 福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定について

○地震や感染症の流行など緊急事態に対して、重要事業を継続、または早期に復旧するため予め準備しておく計画。

○緊急時には経営資源を通常時のように利用できないことから、限りある資源の中で、事業の取捨選択をし、継続する業務は緊急時にも継続できるよう準備を行う。

○本計画を未策定の場合は、厚生労働省が平成23年度に委託事業として作成した別記の文献を参考に本計画の早期策定をお願いしたい。

### 8 水防法・土砂災害防止法の改正

○要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の障害児通所支援事業所等要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化されている。

○市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設の場合は、その点に留意のうえ対応すること。

## 令和2年度障害児通所支援事業所研修会資料の概要

### 9 新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて (その2)

○放課後等デイサービスにおける報酬の取扱いについて、令和2年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて (その2)」において示されているため、適正な取扱いに留意すること。

### 10 令和2年度兵庫県サービス管理責任者等更新研修

○障害福祉施策の動向を学び、利用者の制度的な環境変化の理解やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の役割を再確認いただきたい。

○資料の中では、特に「IVサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の役割等について」、「Vサービス管理責任者等研修の見直しについて」を熟知のうえ業務に従事いただきたい。

### 11 「トライアングル」プロジェクト実践研究事業 学校と福祉機関の連携について

○学校と放課後等デイサービス事業所等が連携した支援体制を構築するため、家庭、教育、福祉における一貫した支援を組織的かつ計画的に進めるため「連携マニュアル」を作成し、次年度から全県実施の予定である。

○障害児通所支援事業所と学校との情報共有・連携強化のため、3つの方針(①安心・安全性、②一貫性、③合理性)を定めている。

